

第 141 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：平成 30 年 5 月 19 日(金)13:00～13:25

場 所：経済産業省 別館 1 階 103-105 会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、圓尾委員、箕輪委員

議 題：

- (1) 平成 28 年度託送収支の事後評価について
- (2) JEPX 業務規程の認可変更について

○八田委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第141回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日は2部構成で、最初の第1部は公開ということで、第2部は非公開です。

それでは、最初の議事に入ります。議題(1)平成28年度託送収支の事後評価について、これは日置室長からご説明をお願いいたします。

○日置ネットワーク事業制度企画室長 では、一般送配電事業者の託送収支の事後評価ということでご説明させていただきます。資料3をご覧くださいと思います。

この事後評価につきましては、昨年1月の委員会決定に基づきまして、一般送配電事業者の効率化や料金低廉化と質の高い電力供給の両立を促すということで、本年の1月から4回にわたり、料金審査専門会合において確認、議論を重ねてまいった次第でございます。

また、この事後評価に関しましては、本年1月19日付で経済産業大臣から本委員会の意見を求められています。その文書につきましては、参考資料としてつけさせていただいておりますが、本日は、それに対する回答についてご検討いただきたく思っております。

まず、資料3の主なポイント、1. でございますが、平成28年度の事後評価の結果でございます。託送収支の状況及び経営効率化に向けた取組状況につきまして確認したということで、その結果をとりまとめた内容が資料3-2になります。詳細につきましては、これまで事前にご説明させていただいていることもございますので省略させていただきますが、要点だけ申し上げますと、この料金審査専門会合におきましては、各事業者からのプレゼンテーションの内容なども踏まえまして、まず費用削減に向けた取組ということで、各事業者における効率化に向けたさまざまな取組を確認するとともに、仕様の統一化など

による調達の合理化を進めることが重要であるといった議論がなされた次第でございます。

加えまして、やはり中長期的な観点から設備投資や高経年化対策を効率的に進めていくことの重要性についても議論されたまして、これらの議論内容も踏まえた評価結果が、資料3-2のように分厚い内容になる、ということでございます。

このとりまとめ結果については、3月20日に開催されました第31回料金審査専門会合で、座長一任とされたところでございますが、そこからの変更点が3点ございますので、ここでご紹介させていただければと思います。

まず1点目でございますが、3月20日の料金審査専門会合における議論も踏まえまして、調達単価の経年変化を分析したパートから、配電部門の架空線に係る部分を削除させていただいております。今回の事後評価のプロセスにおきましては、経年変化分析に当たっては、契約方式の違いにより単価が異なりうるということが明らかになりました。しかし、そうした分析を今回十分にやり切れていなかったということで、そうした内容については、とりまとめ結果から削除した方がよいのではないかと、そのような議論があった次第でございます。それを受けまして、当該部分を削除させていただいております。

続きまして、変更の2点目でございます。託送収支の状況分析の部分に関しまして、「本託送収支の数値は電気事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある」と追記させていただいております。これに関しましては、今後仮に数値の変更があった場合は、事務的に該当する部分のみ修正の上、ウェブサイトで公表することをもって対応させていただく予定でございます。

最後、3点目でございますが、3月20日の料金審査会合におけます主なご議論の内容を最後の参考に加えさせていただいております。

以上が事後評価のとりまとめ結果ということになりますが、経済産業大臣からの意見照会に対する回答案としましては、資料3-1をご覧くださいと思います。

経済産業大臣からの意見照会に対しましては、まず確認の結果、審査基準に照らし、変更認可申請命令の必要があるとは認められなかったとしております。こちらは、託送収支の確認の結果、値下げ命令の発動基準に該当する事業者はいなかったということを表してございます。

また、経営効率化に向けた取組などにつきましては、別紙のとおりとさせていただいております。その別紙が資料3-2のとりまとめ結果、ということとなります。

以上の内容をもちまして、経済産業大臣に対する回答とすることについてご検討のほど

よろしくお願いたします。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。稲垣先生。

○稲垣委員　十分な検討をなされた上だと思いますので、補足的な説明をお願いしたいのです。高経年化対策なのですけれども、結局、ここで検討された課題というのは、施設の高経年化に伴って、リプレースとか補修に必要な費用が生じるということだと思っておりますが、そのリプレースとか補修計画というのは一定のライフサイクルというか、一定の期間を前提に必要な施設は何かということを描定した上で行っていくということになると思うのです。そこで考えられる将来に必要な施設、あるいは特にこれは送配電施設などが大きいと思うのですけれども、その把握の合理性、あるいは根拠というか、多分法律とかそういうもの、一定の計画を根拠にしていると思うのですが、どういうものを根拠に需要を特定しているのでしょうか。

○日置ネットワーク事業制度企画室長　ありがとうございます。今のご指摘の高経年化対策につきましては、料金審査専門会合において、各事業者から、主な設備に関してどのような考え方のもとで更新を考えているのかという点について、各種指摘も踏まえながら詳細に説明いただいたところでございます。それぞれの設備の特性にもよりますが、各事業者それぞれ延伸化措置を講じていることが確認されました。期限が来たらすぐさま更新するとか、建てかえるというわけではなく、どのように延命化を図っていくのかということについても、技術革新の状況も踏まえてしっかり対応しているという状況もうかがえました。実際のところ、何をどのように更新していくのかという方針や計画は事業者ごとにさまざまであったのかなとは思いますが、今回の事後評価では、そういった内容をまずはベースとして把握をしたということだと理解しております。

○稲垣委員　何をというのは、一定の時期における何をということになりますよね。例えば5年後にこれが必要だ、3年後に何が必要だ、そのためには今これが必要だとか、そういうことになるのだと思うのです。5年後にその設備が必要かどうか、これは将来のことだからわからないわけだが、だからこそ、要するに根拠をもった高経年化対策をやるには、その根拠づけ、例えばいつの時点において何が必要かというのを各社もやるけれども、それが全体の送配電計画に合ったものかどうかという前提があったと思うのですが、その辺ご紹介いただけますか。

○日置ネットワーク事業制度企画室長　　まずもって、今回は初回の事後評価ということでもございますから、まずは事業者においてどのように計画を立てているのかを把握させていただいたという点が出発点として重要だと思います。それが全体の需要予測や送配電計画にあっているかという点については、今後、この事後評価を重ねていく上で議論を深めていくところなのではないかと考えてございます。

○稲垣委員　　それからあとは、今は設備、施設の問題を申し上げたわけですが、対策だから金をどう出すのかという問題があって、金をどうつくるのかという問題があると思うのです。資金調達とか、そうした点の計画についてもスコープに入れて検討したということでしょうか。つまり設備を更新していく、対策を講じるわけですよね。対策は最も合理的である必要がある。あるいは不合理なのか、この辺を評価することになると思うのですが、まず何に支出するのかという問題と、そのために必要なコストは何かという問題と、そのコストを最も能率的に、つまり調達して、それで物に変えていくわけですが、資金の調達の方法についてもスコープに入れて検討されたということですか。

○日置ネットワーク事業制度企画室長　　今回の事後評価では、高経年化対策の取組について、いかに効率的にやっているのかということが主な焦点となりまして、それに要する資金調達に関しては、ヒアリングの項目に入っていなかったこともあり、具体的な議論にはならなかったのかなと認識しております。

○稲垣委員　　ありがとうございます。

○八田委員長　　ほかにもございませんか。圓尾委員。

○圓尾委員　　専門会合に出ていた立場でコメントを申し上げておきたいと思います。やってみると色々見えてきたものがあって、来年以降に明確な宿題として提起できたものもあり、非常に意味があったと思います。

まず、目的である託送料金を少しでも抑制するために効率的な取り組みができていないかに関しては、2点あったと思います。1つは、各社がどんな効率化に向けた取り組みをしているか具体的なものを出していただいて、それをほかの各社が横展開できるものをやっているか否かをチェックしました。おおむねできていたのですが、やはり抜けているところがありまして、それについて、なるべく速やかに取り組んでいただくのを今回、見える化しました。来年以降、チェックできると思います。

もう1つは、さっきご指摘があった高経年化対策のところですが、委員会発足間もないころに託送料金の算定をしたときに、今後は高経年化対策が非常にボリュームとして出てく

るので、いずれ託送料金の値上げ要因として大きなものになるということが当時の議論で認識できました。ではどういう計画をもって各社取り組んでいるのか出してくれと各社にお願いしたところ、向こう3年ぐらいの計画しか作っていない会社もあれば、10年プラスアルファの長期計画を立てて、そのための対策をしている会社もありという、取り組みの違いもみられました。それから各社ごとに当然もっている設備の状況も違うわけですから、高経年化対策を少しでも抑制する、先送りできるものはするためにどんな取り組みをしているかというのをも具体的に示していただきました。これが来年、再来年、すぐに値上げ要因として直結するわけではないですけれども、5年先、10年先、20年先にこれが出てくるまでの間に、どうやってさらに効率化を進めていくのかを、来年以降の専門会合で追跡できるので、実際、値上げという状況になったとしても、これだけの取り組みをしたのだから、この程度の値上げはしようがないかと皆さん、納得をもって、考えられるような、そういう下地はできたのかなと思います。ですから、来年以降、各社がどのような効率化を深掘りしていくかを具体的にみるための色々なアイテムが出てきたと今回思いました。

それから、本来の目的ではなかったのですが、もう1つ重要だと思ったのは、託送料金の中に、これだけの修繕なりの投資をしてくださという意味で、必要だと思って認めて料金に織り込んでいるにもかかわらず、修繕等のコストが使われていなかった会社があって、それはなぜかと問うたところ、「会社全体の収支状況が悪くなったので、削りました」という話がありました。これは一般的な株式会社としては、極めて当たり前の行動ではありますが、認可料金で規制を受けている部門と自由に競争している部門が1つ屋根の下にある電力会社の構造からすると、ちょっとそれは問題ではないかと議論の中で指摘をさせていただきました。発電部門や小売部門の収支状況や経営状況がネットワーク部門の必要な修繕とか設備投資に対しても影響を与えるというのは、やはり基本あってはいけないことだと思いますので、その辺もさつき稲垣委員のおっしゃった資金の出どころというところとも関係してくると思いますが、どのように各電力会社の中で資金が流れており、託送料金として回収したものがきちっとやるべき投資に使われているか、やるべき修繕に使われているかという観点でも今後チェックしていかなければいけないのだと認識できたのが今回の成果だったかなと思っています。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、箕輪委員。

○箕輪委員　私も参加させていただいていたので、簡単にコメントしますと、初めて今

回、事後評価をしてみて、今後、委員会でやっていくこともいろいろ改善が必要だということを感じましたので、今後少し改善しながら来年以降もできればいいかなと感じたところです。

あと、今お話にもありましたけれども、高経年化対策とか効率化など、各事業者さんがどういう取り組みをされているかというのを一覧にさせていただいて、実に120のいろいろな取り組みをされているということがわかりました。それを平場で皆さんと共有できたということが、結局、各事業者間の中で今後全体的にコストカットするための重要な情報共有の場になったのかなと感じておりますので、皆さんにとっても有意義な場になればよかったなと思いますし、今後もそういう形で意見交換ができればいいのかなと思います。

あと、ちょっと申し上げたのは、調達単価などの情報をいろいろ出していただくにあって、やはりその後には例えば部品とかを供給されているメーカーさんとかがいらっちゃって、そういうところとの関係でどこまで情報を開示できるのかというのがすごく難しい問題としてありました。なので、そこら辺の情報開示、どういう目的でどこまでを開示するかとか、表の場でどこまでやるかというところは、これから詰めていかなければならないですけれども、ぜひ出せるところは出していただくことがいいのではないかな。この業界だけではなくて、いろいろな業界で今情報開示というのは積極的な姿勢が求められていますので、CSRとかいろいろなそういう観点でも、どこまで開示していくかということとは前向きに考えていただいたほうがいいのではないかなというようにお話もさせていただきました。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

○稲垣委員　　両委員のお話を伺う前に質問して申しわけありませんでした。お話を伺っていればということもあるのですが、箕輪委員からのお話があった上で、それを踏まえてのあえての質問なのですけれども、両委員が専門会合で検討するに足る量と質の情報が適時の時期に出ていたと承っているのか、その辺はどうなのでしょう。委員だけでなく、委員の活動を支える事務局にとっても、やはり必要な量と質の情報が適時に出てくるという環境は必要だと思うのですが、その辺どうだったかというのを伺いたいのですが。

○箕輪委員　　物によるかなと思ひまして、タイムリーに出していただいたものもあると思いますし、恐らく手探りで、少し後半に出てきたものもあったかと思ひますので、そう

いう意味では、今回初めてだったので、委員会側も事業者の方もちょっとそこは意見交換をしながら進めた結果かと思います。

なので、次回以降、多分もう少しスムーズに早い段階からいろいろなことを出していただけかなと期待をしているというところでございます。

○八田委員長　今、委員の皆さんのお話を伺って、ちょっと関連して2つ疑問があったのですが、1つは、各社でいろいろなやり方がある。そして、その情報をシェアできることは非常に大きな意義があった。それはもう明らかだと思うのですが、その一方で、すぐれたことをしたところ、先にしたところに対するご褒美は何なのだろう。後で全部まねしてやるところに対して、まねしてもらいたいけれども、それでも、だから後でやったらいいよというわけでもないだろうと。その全体に対するインセンティブというのを少なくとも次回に向けては考えるべきではないかと思います。率先してそういうイノベーションをやりたがるようにするべきではないか。それが1つです。

もう1つは、これは圓尾委員がおっしゃったことですが、修繕の費用をせっかく計上しているのに使っていない。これは要するに、発送電分離の会計分離がきちんとしていないということですよね。2020年以降には、もう送電部門は送電部門だけで全部一応収支が完了するわけだから、それをほかに使うということはないと考えていいのか、それとも送電部門の中でこれをやり繰りしていたということなのですか。修繕しないでほかのところで行っていた。

○圓尾委員　聞いた説明ぶりからは、会計的に分離しているかどうかということは置いておいて、資金、もしくは決算が一体になっているので、どこでどれだけの利益ということではなくて、全体の利益水準をコントロールするために結果的にネットワーク部門の修繕費が抑制されてしまったということだったですね。

○八田委員長　これは基本的に2020年以降起きてはまずいですね。これはもう本当に行き規制のところでは当然だとは思いますが、念には念を入れてこんなことが起きないようにしなければまずいと思います。

あと、稲垣先生がおっしゃった需要予測に関して各社大体どういう方針をとっているのか。それに対して、必ずしも統一する必要はないと思いますが、何らかの基準はあっていいだろうと。そういう雰囲気はありましたね。だから、来年は、そこにもちょっと注目されたらどうかと思います。

最後に、配電の架線のことを先ほどおっしゃったけれども、来年はここに最初からある

程度の注力をするということですね。

以上ですが、ほかに何かありますか。事務局からよろしいですか。はい。

○岸事務局長　ご指摘ありがとうございます。今、委員長からもご指摘をいただいたグループ全体の収支で託送料金に乗っている投資をしていなかったという点について、当会社は託送部門の収支でも赤字ではないかと思えますけれども、いずれにしても、そういうことが問題であって、グループ全体の収支にかかわらず、必要な投資を行うべきであるということを総評の中で今回明記をさせていただいておりますし、それから情報開示もまだ詰めなければいけない点、多々ございますので、総評の中でも一層の情報開示について、繰り返し記載をしているところでございます。

それから、ご褒美、インセンティブという点も、これから託送料金制度、資源エネルギー庁とも連携して検討していくことに、その中適切なインセンティブのあり方念頭に置いて議論をしていくことになると考えております。

○八田委員長　ありがとうございました。

○稲垣委員　念のためなのですが、箕輪委員から指摘のあった原価をどういう情報に基づいて把握するか、認定するかとの関係で、今回は、それぞれの需要者側、つまり電力会社からの情報でやっているのだけれども、さらに箕輪委員の指摘のあったベンダー側からの情報もやはりみる必要があるという、このご指摘は物すごく大事で、やはり信頼するに足る証拠に基づいて認定していくためには、調達元はもちろん努力していると思うのですが、それが適切なのかどうかを評価するには調達元の言明だけでは足りないわけで、当然ベンダー側の出しているもの、あるいはベンダーのロックインが長い伝統ある業界であるし、特殊な業界なので、その競争性の導入の可否とか、原価の設定の適切さとか、そんなものまでみないと、価格の適切は本当は出ないのではないかと思います。そこにおける論点があるということのご指摘があったので、その点についても積極的に捉えているような課題を検討していただくことをお願いしたいと思います。

○八田委員長　どうぞ、箕輪委員。

○箕輪委員　ちょっと補足すると、どこまでさかのぼってみるかというのは、時間との制約とかもいろいろありますので、ベンダーさんのところまでさかのぼるかということとはまた今後の話だと思うのですが、お話ししたかったのは、裏にはビジネスがあるので、何でもかんでも事業者さんの判断だけで情報開示はできないケースもやはりあると思うのです。私のいたかったことは、そういう意味で情報開示をするのがいろいろ



難しい面もあったということのご説明です。

なので、どこまでベンダーにさかのぼるかというのは、ベンダーさんのほうが情報開示をしているケースもあるので、例えば部品一点一点の単価とか、そういうときはさかのぼれるとは思いますが、どこまでやるかというのは今後の検討かと思っております。

○稲垣委員　ここで議論するものではないので。

○八田委員長　それでは、ことしの事後評価について、基本的な状況がわかり、そして大変な成果があったということもわかったと同時に、来年に向けては、またいろいろと課題も指摘されたと思います。そういう前提ですけれども、今回、事務局からご説明があったとおり、委員会として経済産業大臣への回答を決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、そのように回答したいと思います。

次は、議題(2)で、JEPX業務規程の認可変更について、木尾室長からご説明をお願いいたします。

○木尾取引制度企画室長　PDFで180/234ページでございます。

本件が何かというところでございますが、日本卸電力取引所でございますが、電事法の規定により業務規程の変更を行う場合には、経産大臣の認可を取得するという事になっているわけでございますけれども、今回、非化石価値市場の創設に伴う業務規程の変更について、経産大臣から当委員会に対し、意見聴取が来てございまして、それに対する回答案についてご審議をいただくというものでございます。

JPEXからの申請書は194ページに、回答案が193ページに添付させていただいております。

中身でございますけれども、185/234ページ以降に書かせていただいております。本件の趣旨でございまして、資料4-1というところがございます。その上で、まず非化石価値取引市場とは何かというところについて、186/243ページに書かせていただいております。これは1つのポイントとしては、非化石価値の取引でございますので、当委員会の所掌事務である電気の取引そのものではないということで、審査の観点、あくまで市場開設業務ということでございまして、スポット市場その他の電力の取引市場に悪影響はないかという観点から審査をお願いするというものでございます。

その上で、187ページに非化石価値取引市場の創設スケジュールというものを書かせて

いただいておりますけれども、初回のオークション、対象としては2017年度のF I Tのものでございますが、2018年5月、本年の5月上旬に第1回のオークションをやるということになってございます。

それで188ページに改正ポイントと審査基準というところで書かせていただいておりますけれども、取引参加要件、入会金、入札方法等々について改正のポイントとして書かせていただいております。それぞれについて審査を行ったところ、全ての要件を満たして問題はないと考えてございます。

以上を踏まえまして、案のとおり、経産大臣に対して意見、問題がないという旨、回答していかどうかお伺いするものでございます。

事務局からは以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、特にご意見がないようですので、今ご説明があったとおり、当委員会の意見を決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのように大臣に回答することといたします。

本日、第1部で予定していた議事は以上です。事務局からはほかに何かありますか。

○新川総務課長 第2部につきましては、準備が整い次第、開催させていただきます。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、これで会を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——